

香美町避難所運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、香美町各区等自主防災会の組織及び運営に関する要綱（平成17年香美町告示第121号）第2条の規定により組織する自主防災会（以下「防災会」という。）に対する香美町避難所運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、防災会が自主的に行う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策活動に要する経費について補助することにより、複合災害時における防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、防災会が実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、避難所の感染症対策資機材の購入及び避難所の改修等（香美町区等集会所の改修等に関する補助金交付要綱（平成28年香美町告示第99号）の対象とする改修等を除く。）に要するもので、町長が必要と認めたものとする。ただし、町からこの補助金と同種の補助金等の交付を受けていない、又は受けようとししないものに限る。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とする。ただし、次の表の左欄に掲げる令和3年4月1日における防災会の加入世帯数に応じ、同表右欄に掲げる額を限度とする。

防災会の加入世帯数	補助金の限度額
50世帯未満	100,000円
50世帯以上100世帯未満	200,000円
100世帯以上200世帯未満	300,000円

200世帯以上300世帯未満	350,000円
300世帯以上	400,000円

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、香美町避難所運営費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に購入資機材等の内容がわかる資料又は見積書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、香美町避難所運営費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定による決定通知書を受けた者は、補助対象経費を支出したときは、速やかに香美町避難所運営費補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に領収書の写し及び購入資機材等の写真を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類審査を行い、速やかに補助金の額を確定し、その旨を香美町避難所運営費補助金確定通知書(様式第4号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた者で補助金の交付を受けようとする者は、香美町避難所運営費補助金請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
(告示の失効に伴う経過措置)
- 3 この告示の失効の日前に交付決定を行った補助金については、前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。